

---

---

## 第2章 みどりの将来像（基本方針）

---

---

## 1. みどりの将来テーマ

### （1）計画の基本理念

本市は、普天間飛行場が市域の中央部に位置し、一体的なまちづくりの上で大きな制約条件になっていますが、普天間飛行場内には多くの水環境とみどりが残されており、それらを将来の宜野湾づくりに有効に活用していくことが重要です。

市民アンケートの結果では、市民生活に身近なみどりの保全・創出が望まれており、国内外では持続可能な開発目標（SDGs<sup>※</sup>）の実現に向け取り組む機運が高まっていることから、市民と協力して湧水や斜面緑地などの水とみどりを守り・育て・活かすことが必要です。さらに、水とみどりは、防災や新たな感染症による生活や産業への影響などに対応した、安全・安心な都市環境をつくる上で大きな役割を担います。

また、上位計画である「沖縄県広域緑地計画」において、那覇広域都市圏は、「琉球王国の時代から王府の中心として発達してきた沖縄県の中心地域で、グスクを囲む石灰岩台地のみどりと海岸・河川水系の水面の縁取りを生かして往時の庭園的な環境の再生を目指す」としています。

本市と一体的にみどりのまちづくりを展開する那覇市及び浦添市は、那覇広域都市圏として、前述のみどりの特性を生かしながら、「庭園都市」づくりを標榜しています。そのため、本市においても広域的に連携した「庭園都市」づくりの理念を持つことにより、沖縄本島を代表する広域的なみどりの拠点ネットワークを形成していくことが必要です。その中で、普天間公園（仮称）の整備や王朝文化としての並松街道の再生なども重要な役割を担います。

本市では、第4次宜野湾市総合計画において、「人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾」を将来都市像とし、本市の自然・歴史文化・社会特性を踏まえ、持続的発展が可能な都市づくりを目指しています。

（前）緑の基本計画においては、「大きな緑と小さな緑が奏でる魅緑ある都市づくり」を将来像に、まとまったみどりの保全、住民に身近なみどりの創出、動植物や文化財にも配慮したみどりの保全などを図っていくみどりのまちづくりを進めていますが、現状では市街地でのみどりの減少が懸念されます。本計画においては、これまで以上に公共空間でのみどりの保全創出と公園等の計画的な整備を行うとともに、市民との協働のもと民有地内緑化と既存のみどりの保全・活用を積極的に図り、市民生活に身近なみどりの保全創出を実施していくことが必要です。

今後は、普天間飛行場跡地利用を戦略的に展開するほか、社会情勢の変化や広域的視点を加えた次頁の5つの理念を考慮していくものとします。

本計画においては、SDGsの17目標の内、主として

「11 住み続けられるまちづくりを」、  
 「13 気候変動に具体的な対策を」、  
 「14 海の豊かさを守ろう」、  
 「15 陸の豊かさを守ろう」  
 の達成に寄与するものと考えます。

※SDGsの用語解説は次頁参照



The image shows the 17 Sustainable Development Goals (SDGs) in a grid format. The header reads 'SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS' and '世界を変えるための17の目標'. The goals are numbered 1 through 17, each with a corresponding icon and a brief Japanese description. The goals highlighted in the text are 11 (住み続けられるまちづくりを), 13 (気候変動に具体的な対策を), 14 (海の豊かさを守ろう), and 15 (陸の豊かさを守ろう).

**理念1 「みどりの中にまちがある」という発想の計画づくり**

- ◎市民生活に身近なみどりや心にもゆとりある生活空間づくり
- 宜野湾のまち全体を「庭」とする発想及び市民主体のみどりづくり

**理念2 宜野湾の特徴を活かしたみどりの保全・活用を図った計画づくり**

- ◎南北に連続する土地利用と東西に変化する地形・環境（海・まち・みどり・普天間飛行場・まち・山）と海へと繋がる水脈を考慮した環境保全・創造
- 点在するみどり（歴史文化資源）などを繋げて点から面へと広げる
- 海と普天間飛行場に残るみどりの空間、沖縄自動車道側の山地（市外）がクールスポットになり、東西方向に風の流れが生まれる（局所循環）
- 東から西へ水の流れがあり、海に戻る（水循環）

**理念3 みどりを保全・創出するとともに、持続性・発展性を確保する計画づくり**

- ◎SDGsの実現のため総合的な緑化政策の展開
- 陸地のみどりの豊かさを守る、豊かな水を守る、水とみどりを守るコミュニティと教育、豊かな水とみどりが産業を生み出すなどの総合的なみどりの施策展開

**理念4 防災性とゆとりある空間確保の両立を図った計画づくり**

- ◎自然のみどりを保全・再生することにより安全・安心なまちを創出
- まちの中に点在するみどりや水環境を極力保全
- 地形や地質も考慮した防災性の向上とゆとりある生活空間づくり

**理念5 市民が主役となるみどりのまちの計画づくり**

- ◎市民が誇りに感じ、主役として活躍できるみどりのまちづくりを展開
- 市民主体によるみどりの創出や維持・管理、地域住民に身近なみどりの確保・充実を図る
- 歴史性や豊かな自然環境を活用したまちのシンボルになる場づくり

※SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（17の目標と169のターゲット）。

## （2）将来テーマ

計画の基本理念をもとに、以下のように将来テーマを設定します。

**（前）緑の基本計画 【基本理念・将来テーマ】**  
「大きな緑と小さな緑が奏でる魅緑ある都市づくり」

理念1 水とみどりにより、人々が安心して暮らせ、安らぎと潤いのある環境を整える計画とします

理念2 みどりを通じて歴史や文化を守り、育てる計画とします

理念3 行政と住民の協働のもと、みどりの保全及び創出を行う計画とします

理念4 基地内のみどりを、基地跡地利用計画等との整合を図りつつ、保全及び活用する計画とします

**沖縄県広域緑地計画 【那覇広域都市圏のみどりの将来像】**

北中城から宜野湾石灰岩台地地域に交流とふれあいを育むみどりの都市環境を創出

- 石灰岩地域の環境を活かした自然回復の場の創造
- 普天間飛行場跡地に防災・交流・文化の広域拠点形成
- みどりの拠点とみどりの地区のネットワーク

**第4次宜野湾市総合計画  
【将来都市像】**

「人がつながる 未来へつなげる  
ねたてのまち宜野湾」

本市の自然・歴史文化・社会特性を踏まえ、持続的発展が可能な都市づくり

**＜本計画における新たな視点＞**

- みどりを都市機能の一部として位置付けるのではなく、宜野湾市の都市構造を構成する重要な要素として位置づける
- SDGsの積極的達成に寄与する
- 多様な災害に対応した中で安心して気持ちよく生活・活動できる場づくり

**【本計画における基本理念】**

理念1 「みどりの中にまちがある」という発想の計画づくり

理念2 宜野湾の特徴を活かしたみどりの保全・活用を図った計画づくり

理念3 みどりを保全・創出するとともに、持続性・発展性を確保した計画づくり

理念4 防災性とゆとりある空間確保の両立を図った計画づくり

理念5 市民が主役になれるみどりのまちの計画づくり

**【本計画における将来テーマ】**

「水・みどり・まち」が未来につづく宜野湾を創造する

**『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ぎのわん』**

サブテーマ① ぎのわんの「顔」になる庭園まちづくり

サブテーマ② ぎのわんの日常生活に寄り添う庭園まちづくり

サブテーマ③ ぎのわんを広く発信する庭園まちづくり

まちの中にみどりを配置するという考え方ではなく、湧水や斜面緑地などの既存のみどりを守り、活かしながら、軍用地の跡地利用に伴う新規公園などの新しいみどりとともに、“みどりの中にまちがある”という発想で水とみどりのまちづくりを進めます。

特に、本市は、地形が海から山に向かって（西から東に）段々に標高が高くなり、それぞれの高さで土地利用が南北方向に、海、市街地、普天間飛行場、市街地、山と連続している特徴を持っており、その中央部に普天間飛行場が位置していることから、それぞれの土地利用上の特徴を活かした『庭園…水とみどりに抱かれたまち』と位置づけ、環境創造のまちづくり（環境創造庭園都市）を実現します。

### サブテーマ①『ぎのわんの「顔」になる庭園まちづくり』…西部庭園ゾーン

海と普天間飛行場に挟まれた地域は、広域幹線道路により沖縄本島の重要な交通軸を有しているほか、海を臨み、西海岸コンベンションエリアが立地しているなど、本市の玄関口及び顔にふさわしい、アピール性の高い水とみどりの環境づくりが求められます。

特に、西普天間住宅地区では、豊かな湧水や文化財を守り・活用した古き宜野湾と新しいまちづくりの融合を図った環境づくりを図ります。

### サブテーマ②『ぎのわんの日常生活に寄り添う庭園まちづくり』…東部庭園ゾーン

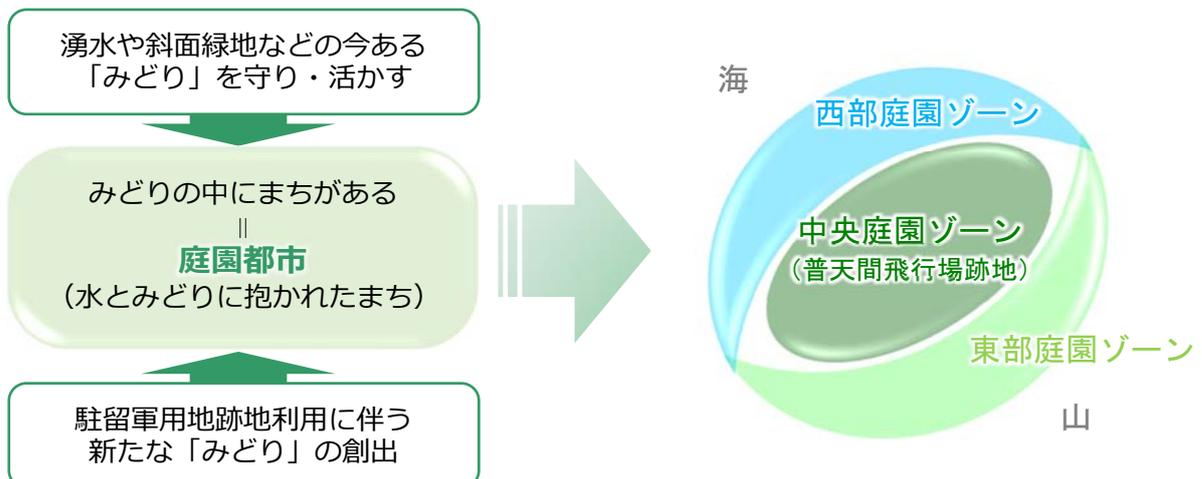
普天間飛行場と沖縄自動車道に挟まれた地域は、市民の日常生活の中で水・みどりと関わる場所として、生活に身近な自然環境や休息・レクリエーションの場を適切に確保していく必要があります。

特に、住宅地内に点在しているみどりを積極的に活用し、みどりに囲まれた生活環境の創造を図ります。

### サブテーマ③『ぎのわんを広く発信する庭園まちづくり』…中央庭園ゾーン

普天間飛行場跡地利用は、残された貴重なみどりを極力保全しながら、新たな広域的拠点の魅力として効果的に活用していくことが望まれます。

また、本市の中央部に位置するまとまった規模のみどりであり、巨大な「クールスポット」としての役割も期待されることから、環境保全・創造（生態系の保全・多様性や水循環・風の流れなどを考慮した環境整備）を積極的に実施することにより、環境保全・創造のシンボリック・先進的なまちづくりを展開します。



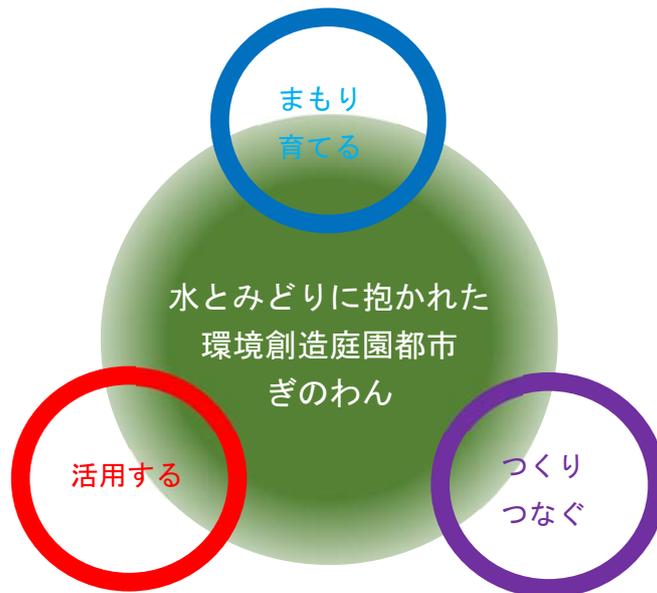
## 2. 基本方針

本市の将来テーマ『水とみどりに抱かれた環境創造庭園都市 ぎのわん』の実現を図るとともに、グリーンインフラ<sup>※1</sup>の確立を考慮し、本市のみどりとの関わり方において、以下の3つの基本方針を柱として取り組んでいくこととします。

**みどりを『まもり育てる』**…自然環境の保全・向上、特徴ある自然資源の保全、生態系・多様性の保全・向上

**みどりを『つくり・つなぐ』**…健康・レクリエーション機能の保全・向上、防災性の維持・向上、拠点になるみどりをつなぐ、身近なみどりをつなぐ、歴史や文化をつなぐ、水系をつなぐ、風をつなぐ

**みどりを『活用する』**…新たな都市ブランディング<sup>※2</sup>(環境創造庭園都市)、市民協働、官民連携、交流の促進、地域コミュニティ向上



※1 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

※2 都市ブランディング：都市が持つ魅力や地域資源をもとに都市そのものの価値を高めて、独自の都市イメージを創り出し、市内外の人に浸透させること

**みどりを『まもり育てる』**

～自然環境の保全・向上、特徴ある自然資源の保全、生態系・多様性の保全・向上～

- ・斜面緑地、湿地、河川周辺など、土地利用・地形上の特徴を活かしたみどりの保全
- ・生物多様性を考慮した動植物の生息域の適切な保全
- ・宜野湾石灰岩台地地域の特徴を活かした、水循環とみどりの保全
- ・在来種や市の花木など本市特有の自然資源を保全

**みどりを『つくり・つなぐ』**

～健康・レクリエーション・休養機能の保全・向上、防災性の維持・向上、拠点になるみどりをつなぐ、身近なみどりをつなぐ、歴史や文化をつなぐ、水系をつなぐ、風をつなぐ～

- ・公園の維持・整備と市街地内に点在するみどりの充実による市民・来街者の交流・レクリエーションの場の適切な配置
- ・普天間飛行場跡地に広域的な交流・レクリエーション・防災の拠点を形成
- ・災害時に市民の安全性を確保する避難場所と避難路の適切な配置
- ・本市の地理的特徴を活かし、東西方向に水と風の通り道として、環境創造の骨格となる「水とみどりと風のみち」を確保
- ・民有地や公共施設用地の緑化を積極的に推進
- ・拠点となる公園や水辺等の空間をつなぎ、みどりの魅力と豊かさを身近に感じることができる水とみどりのネットワークを形成
- ・並松街道など、本市の歴史資源を活かしたみどりのネットワークを形成

**みどりを『活用する』**

～新たな都市ブランディング(環境創造庭園都市)、市民協働、官民連携、交流の促進、地域コミュニティ向上～

- ・みどりの多様な機能をまちづくりに活用するグリーンインフラの考え方に基づくまちづくりの推進
- ・豊かな水とみどりを身近に感じることができる都市のイメージづくり
- ・那覇広域都市圏の拠点になる「環境創造庭園都市」のイメージづくり
- ・市民が主役となるみどりのまちづくりの推進
- ・官民連携・協働によるみどりのまちづくりの推進

### 3. みどりの将来像

#### （1）長期目標でのみどりの将来像

普天間飛行場跡地の活用により、沖縄県だけでなく、全国的にみてもモデルとなる環境創造都市の実現を目指します。

- 「西部庭園ゾーン」、「中央庭園ゾーン」及び「東部庭園ゾーン」それぞれの特徴を活かしながら、相互に連携して、水とみどりに抱かれたまちを実現します。
  - ・アピール性の高い水とみどりの環境づくり【西部庭園ゾーン】
  - ・市民の日常生活の中で水・みどりと関わる場所づくり【東部庭園ゾーン】
  - ・水とみどりに抱かれたまちのシンボリック・先進的なまちづくり【中央庭園ゾーン】
- 「西部庭園ゾーン」、「中央庭園ゾーン」及び「東部庭園ゾーン」を結ぶ「水とみどりと風のみち」を確保し、周囲の「海」や「山」とのつながりも含めた水系の保全・活用と風の通り道を確保します。これにより、環境創造都市の骨格を形成します。
- 並松街道を歴史・文化のシンボルとして再生整備し、首里からつながる歴史文化軸及び広域的なみどりの軸を形成します。
- 「水とみどりと風のみち」と「並松街道」の交差点を中心に、「広域緑地・振興拠点」を形成します。普天間公園（仮称）の整備と都市拠点・振興拠点の開発を一体的に実施し、「みどりの中のまち」を先導的に展開するシンボル拠点とします。また、広域防災拠点として活用します。
- 宜野湾海浜公園、比屋良川公園・嘉数高台公園、いこいの市民パーク、普天満宮周辺及び西普天間住宅地区を本市の魅力と個性を活かしたみどりの拠点として、積極的に活用します。
- 駐留軍用地跡地について、文化財を活用した歴史交流機会の創出と景観形成を図ります。
- 大山湿地の計画的で適正な保全による、大山田いも等の生産継続及び湿地の利活用を図ります。
- 「みどりの拠点」を結び市内の公園・緑地等のネットワークを形成する「みどりの回廊」を確保します。
- 市民と協働で住宅地内に点在するみどりの保全・活用を図ります。

みどりの将来像【長期目標】



## （2）中期目標でのみどりの将来像

将来的な普天間飛行場跡地の活用を考慮しながら、跡地活用前の段階においても宜野湾の個性と魅力を活かしたみどりのまちづくりを実現していきます。

- 「西部庭園ゾーン」と「東部庭園ゾーン」それぞれの特徴を活かしながら、水とみどりに抱かれたまちを実現します。
  - ・アピール性の高い水とみどりの環境づくり【西部庭園ゾーン】
  - ・市民の日常生活の中で水・みどりと関わる場所づくり【東部庭園ゾーン】
- 「海」と「山」と普天間飛行場を結ぶ「水とみどりと風のみち」を確保し、本市の環境創造の骨格を形成します。また、宇地泊川及び河川緑地を利用した水と風の通り道を保全・活用します。
- 普天満宮・普天満山神宮寺の参道で並松街道を歴史・文化のシンボルとして整備します。また、門前広場を確保します。
- 嘉数高台公園・宇地泊川と一体的なシンボル性の高いみどりの空間として、並松街道の再生整備を検討します。
- 宜野湾海浜公園、比屋良川公園・嘉数高台公園、いこいの市民パーク、普天満宮周辺及び西普天間住宅地区を本市の魅力と個性を活かしたみどりの拠点として、積極的に活用します。
- 西普天間住宅地区について、文化財を活用した歴史交流機会の創出と景観形成を図ります。
- 大山湿地の計画的で適正な保全による、大山田いも等の生産継続及び湿地の利活用を図ります。
- 「みどりの拠点」を結び市内の公園・緑地等のネットワークを形成する「みどりの回廊」を確保します。
- 市民と協働で住宅地内に点在するみどりの保全・活用を図ります。
- 既存のみどりと新たな公園等の整備による日常の防災性の向上を図ります。

みどりの将来像【中期目標】



## 4. みどりの確保目標水準

みどりの確保の目標については、みどりを「まもり育てる」「つくり・つなぐ」「活用する」の3つの基本方針の視点から設定します。なお、前回計画では、都市公園の面積など「緑地の量」を確保する目標値を設定していましたが、本計画においては、市民のみどりに対する満足度や活用件数など、「みどりの質の向上」も踏まえた目標値設定を行っています。

### （1）みどりを『まもり育てる』に係る目標水準

#### ① 緑被<sup>※1</sup>の確保目標（生物多様性の確保目標）

緑被は、多様な生物が生息する環境であることから、緑被の確保目標量として、以下の面積、緑被率を設定します。

市内の貴重な動植物(注目種)の保全を図るとともに、在来種を中心とした多様な動植物が都市の中で共存できる環境づくりを積極的に推進していく方針とします。

なお、対象としては、市街地を対象として目標設定します。市街地の緑化推進を図り、長期的に市全体の緑被率 30%以上を目指します。

中期では、長期目標年までに増やす基準年市街地における緑被面積の半分を増加させる目標とします。

表 2 - 1 緑被（市街地<sup>※2</sup>）の確保目標

	基準年 (平成 28 年度)	中期目標 (概ね 10 年後)	長期目標 (普天間飛行場 跡地利用時)
市街地内の緑被面積	333.0ha	<b>367.8ha</b>	<b>569.7ha</b>
市街地緑被率	24.8%	<b>26.4%</b>	<b>30.0%</b> <sup>※3</sup>
(参考) 市街地面積	1,342.6ha	1,393.3ha	1,898.8ha

※1：「宜野湾しみどりの風景づくり推進事業調査業務報告書（令和2年3月）」による都市計画基礎調査の土地利用現況GISをもとに建物・構造物・アスファルト等の人工被覆を除いたもの。街路樹や水面は含まれていない。

※2：市街地は、基準年は西普天間住宅地区返還前、中期は西普天間住宅地区返還後、長期はインダストリアル・コリドー地区、普天間飛行場跡地返還後と設定した。

※3：長期目標30%は、都市公園法運用指針や過去の国の資料等をもとに設定した。

#### 【参考】都市公園法運用指針 抜粋

過去の都市計画中央審議会答申や緑の政策大綱（平成6年建設省決定）においては、「1人あたり都市公園等面積 2 0㎡」や「市街地における永続性のある緑地の割合を3割」が目標とされており、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告（平成19年6月）においても、「連担した市街地において永続性のある『みどり』の割合（公的緑地率）を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある」とされている。

【参考】上位計画における目標値

上位計画	目標値	定義
沖縄県広域緑地計画 (平成30年3月)	緑地：各圏域の将来市街地とその周辺に、30%以上の緑地を確保する	緑地は、都市公園、公共施設緑地、地域制緑地、農地の合計から重複面積を差し引いたもの
那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成29年6月)	市街地一体に対する緑地確保割合、30%	〃

【参考】周辺都市の計画における目標値

他都市の計画	目標値	定義
那覇市緑の基本計画 (平成31年3月)	緑地20% (現状維持)	自然的土地利用、都市的土地利用(公園緑地面積、自衛隊用地、那覇空港に占める緑被面積)の合計から重複面積を差し引いたもの
浦添市緑の基本計画 (令和2年5月)	緑地約17% (現状維持)	都市公園、公園・広場、その他の緑、農地・樹林地の合計
うるま市みどりの基本計画 (平成22年3月)	・市街地内(用途地域内)：16.8% ・市全体：48.0% ・実質的な市街地：30.4%	都市公園等の施設緑地、地域制緑地、公共施設及び民間施設の緑地

※周辺都市では、緑地として目標を設定しているが、それぞれの都市で定義しており、緑被を含む都市もある。単純な比較は困難であるが、参考として掲載している。

【参考】基準年市街地及び基地跡地の緑被想定面積

	基準年 (平成28年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)	【参考】 地区面積
①基準年市街地における緑被想定面積	333.0ha	353.3ha	373.7ha	1,342.6ha
②西普天間住宅地区緑被想定面積	50.7ha	14.5ha <sup>※1</sup>	14.5ha <sup>※1</sup>	50.7ha
③インダストリアル・コリドー地区緑被想定面積	9.7ha	9.7ha	7.1ha <sup>※2</sup>	25.0ha
④キャンプ瑞慶覧(追加的な部分) <sup>※3</sup>	31.3ha	31.3ha	31.3ha	81.2ha
⑤普天間飛行場跡地緑被想定面積	341.7ha	341.7ha	174.4ha <sup>※4</sup>	480.5ha
基準年、中期目標、長期目標の市街地内緑被面積	333.0ha (①)	367.8ha (①+②)	569.7ha (①+②+③+⑤)	1,980.0ha (①~⑤合計)

※1：西普天間住宅地区土地区画整理事業事業計画書における公園・緑地面積及び宅地面積の10%を緑被面積と推計

※2：西普天間住宅地区の地区面積に対する緑被面積割合約29%をもとに推計

※3：キャンプ瑞慶覧のうち返還が決まっていない地区

※4：以下の合計面積と想定

- ・普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託報告書(pⅢ-15)(R2.3)の公園・緑地面積146.7ha及び宅地面積の10%を緑被面積と想定

② みどりを『まもり育てる』に係る地域制緑地等の導入目標

みどりを『まもり育てる』に係る地域制緑地等の導入目標として、既存の河川区域、地域森林計画対象民有林の基地跡地以外の指定継続の他、特別緑地保全地区や生産緑地などその他制度の導入検討することを設定します。

表 2 - 2 地域制緑地等の導入目標

	基準年 (平成 28 年度)	中期目標 (概ね 10 年後)	長期目標 (普天間飛行場 跡地利用時)
河川区域	2.1ha	2.1ha	2.1ha
地域森林計画対象民有林 <sup>※</sup>	24.6ha	24.6ha	24.6ha
緑地保全地域	—	制度導入の検討	
特別緑地保全地区	—		
風致地区	—		
生産緑地地区	—		
保存樹・保存樹林	—		
景観重要樹木	—		

※：地域森林計画対象民有林は、西普天間住宅地区返還前の市街地を対象とした

【参考】制度の概要

制度導入を検討する 地域制度等	制度の概要
緑地保全地域	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用と調和を図りながら保全
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全
風致地区	良好な自然的景観を形成している区域において、土地利用計画上、都市環境の保全を図る(開発行為等の許可制)
生産緑地地区	良好な都市環境を確保するため、都市部に残存する農地を計画的に保全(開発行為等の制限)
保存樹・保存樹林	地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、条例等により指定し保存
景観重要樹木	景観計画に基づき指定

## （2）みどりを『つくり・つなぐ』に係る目標水準

### ① 都市公園等の確保目標

都市公園等の確保目標量として、1人当たり都市公園等面積を設定します。なお、中期目標は西普天間住宅地区の開発を含み、長期目標はインダストリアル・コリドー地区、普天間飛行場跡地の開発を含む市域全体を対象とするものとして設定します。

表2-3 都市公園等の確保目標

	基準年 (令和3年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
都市公園等 <sup>※1</sup> 面積	41.1ha	<b>63.0ha</b>	<b>175.2ha以上</b>
1人当たり都市公園等面積	4.1㎡/人	<b>5.9㎡/人</b>	<b>16.0㎡/人以上</b>

※1 都市公園等：都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園、都市緑地）にその他の公園（住宅供給公社移管による公園、開発による公園、区画整理等による緑地等、その他公園・遊歩道）を加えたもの

【参考】人口及び西普天間住宅地区・普天間飛行場跡地等の都市公園等想定面積

	基準年 (令和3年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
人口	100,180人 <sup>※1</sup>	106,792 <sup>※2</sup>	109,795人 <sup>※2</sup>
市街地 <sup>※6</sup> 内の都市公園面積	39.7ha	50.1ha	58.7ha
市街地 <sup>※6</sup> 内のその他の公園面積	1.4ha	1.4ha	1.4ha
西普天間住宅地区都市公園等想定面積	—	11.5ha <sup>※3</sup>	11.5ha <sup>※3</sup>
インダストリアル・コリドー地区都市公園等想定面積	—	—	3.6ha <sup>※4</sup>
普天間飛行場跡地都市公園等想定面積	—	—	100ha以上 <sup>※5</sup>

※1：人口の基準年は、2021年9月時点の住民基本台帳人口

※2：2030,2040年推計人口は、宜野湾市人口ビジョンに示されているシミュレーション2

※3：西普天間住宅地区土地区画整理事業事業計画書における公園・緑地面積

※4：西普天間住宅地区と一体的に20%の公園・緑地を確保するものとして算定

（中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想 H25.1（p31）の公園・緑地20%を参考）

※5：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想 H25.1（p34）の「大規模公園の全体整備規模は、概ね100ha程度を想定」を参考

※6：市街地の範囲は、西普天間住宅地区返還前の市街地と設定した

## 第2章 みどりの将来像（基本方針）

### 【参考】都市公園法運用指針 抜粋

施行令第1条の2においては、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ「10㎡以上」、「5㎡以上」を参酌すべき基準として定めている。

この住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準10㎡という値については、あくまでも現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10㎡を達成しても豊かさや潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があることから10㎡以上としているものである。例えば、過去の都市計画中央審議会答申や緑の政策大綱（平成6年建設省決定）においては、「1人あたり都市公園等面積20㎡」「市街地における持続性のある緑地の割合を3割」が目標とされており、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告（平成19年6月）においても、「連担した市街地において持続性のある『みどり』の割合（公的緑地率）を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある」とされている。

### 【参考】上位計画における目標値

上位計画	都市公園等の目標値	定義
沖縄県広域緑地計画 （平成30年3月）	県全体：20㎡/人以上 （現況：10.7㎡/人）  那覇広域：14.9㎡/人 （現況：6.9㎡/人）	都市公園等：住区基幹公園（街区・近隣・地区）、都市基幹公園（総合・運動）、広域公園、国営公園、特殊公園、墓園、都市緑地

### 【参考】他都市の計画における目標値

他都市の計画	都市公園等の目標値	定義
那覇市緑の基本計画 （平成31年3月）	9.02㎡/人 （現況：6.21㎡/人） 都市公園：8.48㎡/人 （現況5.67㎡/人）	都市公園等：都市公園に営造物公園（港湾緑地、児童遊園）、その他緑地を含めたもの
浦添市緑の基本計画 （令和2年5月）	都市公園：10.8㎡/人 （現況：10.3㎡/人）	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、墓地公園（特殊公園）、都市緑地

② 緑化の目標

緑化の目標として、公共施設、民間施設それぞれにおいて、以下の緑化の目標を設定します。

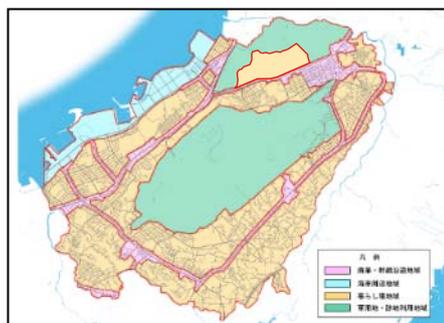
表2-4 公共施設及び民間施設の緑化目標

区分	緑化の目標		
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどり豊かな街並みを創出するために、敷地内は以下の基準により緑化を行う。</li> </ul>		
	地域区分 <sup>※1</sup>	緑化面積 <sup>※2</sup>	樹木本数
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の15%以上	緑化面積 20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上
	海岸周辺地域	敷地面積の25%以上	
暮らし場地域	敷地面積の20%以上		
民間施設 (住宅、事業所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどり豊かな街並みを創出するために、敷地内は以下の基準により緑化を行う。</li> </ul>		
	地域区分 <sup>※1</sup>	緑化面積 <sup>※2</sup>	樹木本数
	商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積 20㎡あたり、中高木となる樹木を1本以上
	海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	
	暮らし場地域	敷地面積の10%以上	
延べ面積 1500㎡超の宿泊施設及び商業施設	上記に5%上乗せ		

※1：地域区分は、宜野湾市景観計画に示す地域

※2：緑化面積の算出方法は、宜野湾市景観計画運用ガイドラインに基づくものとする

凡例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black;"></span>	商業・幹線沿道地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span>	海岸周辺地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FFD700; border: 1px solid black;"></span>	暮らし場地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #3CB371; border: 1px solid black;"></span>	軍用地・跡地利用地域



■ 道路の緑化目標

- 道路構造令による歩道等の有効幅員を確保した上で、残りを植栽による緑化を図る。なお、残りの幅員や地域等により樹種を選定する。
- 歩道等の有効幅員を確保できない道路は、沿道残地等の緑化や沿道宅地の緑化を促進する。

表2-5 市道における緑化の目標

	基準年 (令和元年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
高木	5,167本	5,686本	新設道路緑化検討

③ みどりを『つくり・つなぐ』に係る地域制緑地等の導入目標

みどりを『つくり・つなぐ』に係る地域制緑地等の導入目標として、景観計画形成重点地区の指定や市民緑地認定制度、その他制度の導入を検討することを設定します。

表2-6 地域制緑地等の導入目標

	基準年 (平成28年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
景観計画 景観形成重点地区 (緑化に関する基準)	—	1地区(西普天間住宅地区)	3地区(普天間飛行場、普天満宮・普天間地区)
緑化地域	—	制度導入の検討	
地区計画(緑化に関する基準)	—		
市民緑地認定制度	—		
市民緑地契約制度	—		

【参考】制度の概要

制度導入を検討する地域制度等	制度の概要
緑化地域	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける
地区計画(緑化に関する基準)	土地区画整理事業実施済み地区など、良好な市街地環境を維持・形成するために敷地内緑化の基準を設定
市民緑地認定制度	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度
市民緑地契約制度	主として土地等の所有者からの申出に基づき、地方公共団体又はみどり法人が当該土地等の所有者と市民緑地契約を締結し、市民緑地を設置し、これを管理することにより、土地等の所有者が自らの土地等を市民緑地として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的とした制度

【参考】市民緑地制度（市民緑地認定制度、市民緑地契約制度）の概要

		市民緑地認定制度	市民緑地契約制度
制度の根拠		（都市緑地法第 60 条） 緑化地域又は第四条第二項第八号の地区 <sup>※1</sup> 内の土地等に市民緑地を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。	（都市緑地法第 55 条） 地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人は、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画区域又は準都市計画区域内における土地等の所有者の申出に基づき、当該土地等の所有者と締結して、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設を設置し管理することができる。
制度の目的		都市部の未だ都市公園が不足する地域において、空き地等を活用して民間主体が住民の利用に供する緑地を設置・管理するもの	都市公園の整備と併せて民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に供する緑地として確保するため、地方公共団体等が設置・管理するもの
制度の内容	指定される地域	緑化地域又は緑化重点地区	都市計画区域又は準都市計画区域
	設置・管理主体	民間主体（みどり法人 <sup>※2</sup> を含む）	地方公共団体又はみどり法人
	面積	300 m <sup>2</sup> 以上	
	必要な緑化率	20%以上	—
	設置・管理期間	5 年以上	
税制措置		・みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減	・地方公共団体に無償で貸し付ける場合、固定資産税の非課税 ※みどり法人に貸し付ける場合は課税対象 ・相続税の2割評価減

※1：市民緑地認定制度の制度根拠に記載する「第四条第二項第八号の地区」は、第5章で定める緑化重点地区である。

※2：緑地保全・緑化推進法人（通称：みどり法人）制度は、NPO 法人やまちづくり会社などの地方公共団体以外の団体が、緑地の保全や緑化の推進を行う団体として、市町村長の指定を受ける制度

市民緑地制度を活用することで以下のメリットがあります。

- ✓ 市区町村の認定を受けることにより、企業が行う地域貢献や社会貢献活動（CSR）、緑地の管理を通じた社会課題の解決等に対し、公的な位置づけが与えられる。
- ✓ 必要な施設整備に要する費用の一部に対し、国の財政支援が受けられる。（市民緑地等整備事業適用の場合）
- ✓ 税の優遇措置が受けられる。

### （3）みどりを『活用する』に係る目標水準

みどりが有効的に市民に活用されることについても積極的に推進していく方針とし、満足度などの目標を設定します。

#### ① みどりの満足度

市民アンケート調査によるみどりの満足度（満足・やや満足の合計）において長期的に過半数の市民が満足できるみどりのまちづくりを目指します。

- ・ 基準年（令和元年11月）アンケート調査結果：23%
- ・ 中期目標値：36%（最終目標値と基準年の中間値を目指す）
- ・ 長期目標値：50%（過半数の市民が満足できるみどりのまちづくりを目指す）

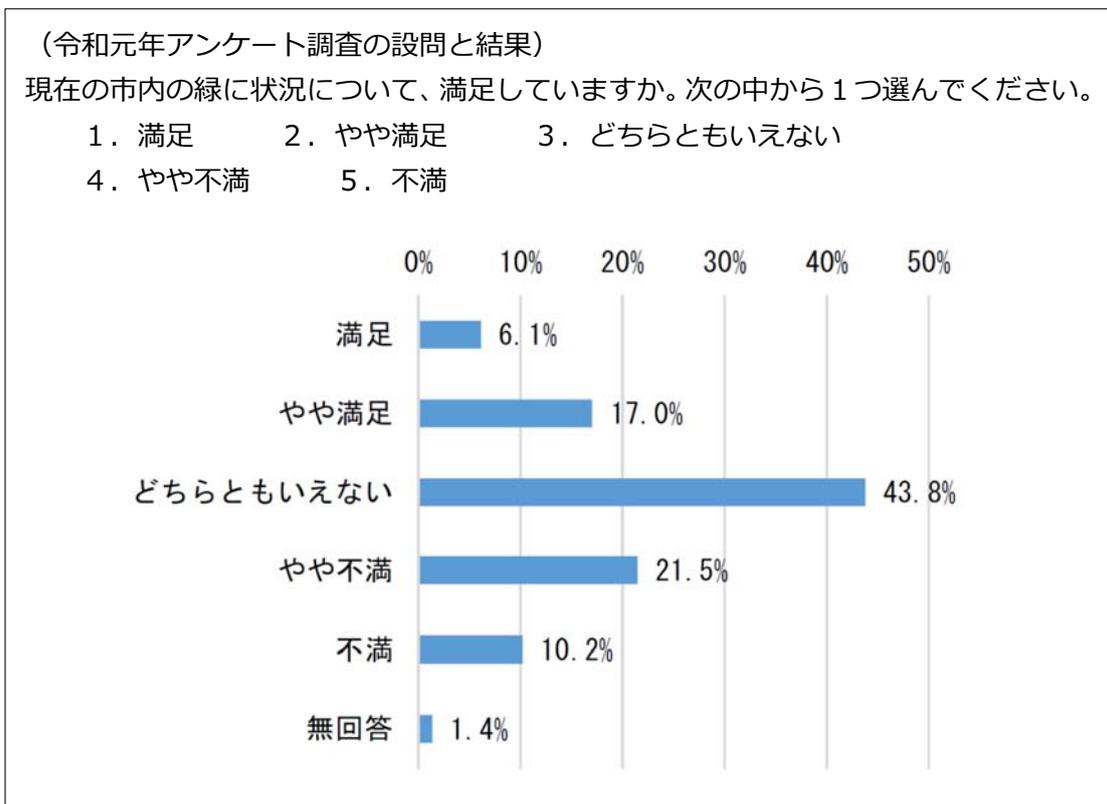


表2-7 「みどりの満足度」の目標

	基準年 (令和元年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場 跡地利用時)
みどり満足度 (満足・やや満足の合計)	23%	<b>36%</b>	<b>50%</b>

## ② 公園利用頻度

市民アンケート調査において、週に1回以上公園を利用する市民が約10年で3%上昇するみどりのまちづくりを目指します。

- ・基準年（令和元年11月）アンケート調査結果：18%
- ・前回調査（平成16年11月）アンケート調査結果：15%
- ・中期目標値：21%（3%上昇）
- ・長期目標値：24%（3%上昇）

※3%上昇：平成16年調査から令和元年調査時の上昇率が3%であることを踏まえ、期間は異なるが、目標として、中間で3%上昇、長期でさらに3%上昇を目標値とした

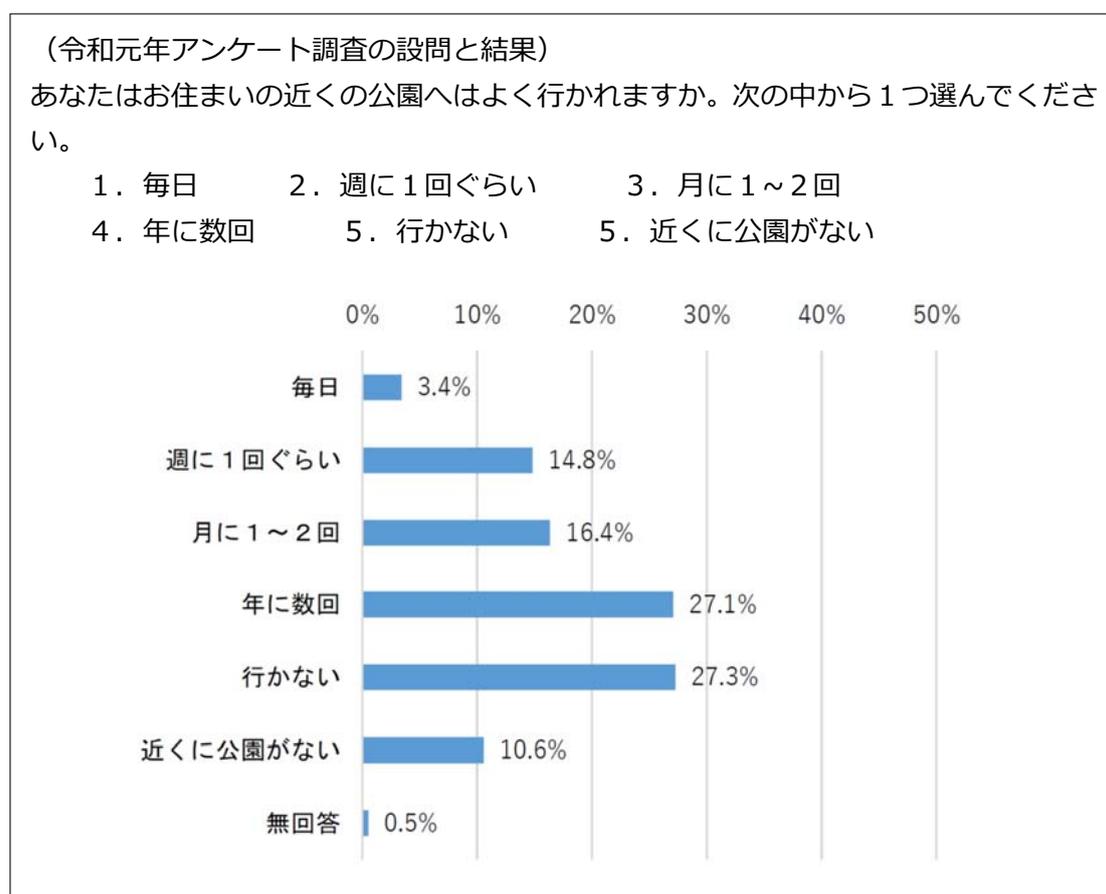


表2-8 「公園利用頻度」の目標

	基準年 (令和元年度)	中期目標 (概ね10年後)	長期目標 (普天間飛行場跡地利用時)
公園利用頻度 (週に1回以上)	18%	<b>21%</b>	<b>24%</b>

### ③ 都市公園の年間活用件数

市内全ての都市公園の年間活用件数が、整備される公園箇所数に合わせて増加するみどりのまちづくりを目指します。

- ・基準年（令和元年度）：7,001 件
- ・中期目標値：8,300 件（7,001×1.19 倍）  
（1.19 倍：中間整備予定 44 箇所／基準年整備済み 37 箇所）
- ・長期目標値：9,700 件（7,001×1.38 倍）  
（1.38 倍：長期整備予定 51 箇所／基準年整備済み 37 箇所）

※都市公園の年間活用件数は、市内全ての都市公園を利用する際に申請する「公園内行為許可書」と「いこいの市民パークスケートボード場利用受付簿」の申請件数

（市施設管理課、指定管理者（共同企業体はごろも PM パートナース）調べ）

※体育館・野球場・多目的運動場・グラウンド・ビーチ・庭球場・劇場利用者除く

表 2 - 9 「都市公園の年間活用件数」の目標

	基準年 (令和元年度)	中期目標 (概ね 10 年後)	長期目標 (普天間飛行場 跡地利用時)
都市公園の年間活用件数	7,001 件	<b>8,300 件</b>	<b>9,700 件</b>

### ④ 市民の参加と協働によるみどりの維持管理

市内の公園や植栽帯などを市民が参加し協働で維持管理する場が増えるまちづくりを目指します。

具体的には、「植栽樹の周辺地域住民による管理」は、令和元年度現在 401 箇所ありますが、年間 10 箇所を増やすまちづくりを目指します。

また、市内には公園等の植栽等の美化活動を行う愛護会が令和元年度現在 11 団体ありますが、年間 1 団体が増えるまちづくりを目指します。